

歯科健診を受けていますか?

当組合では、組合員を対象に
歯科健診の全額助成を行っています。

「おうち時間が長く、つい歯磨きを忘れてしまい、虫歯になっていないかい配…。」、「まだ大丈夫かな?」と、つい歯科健診を後回しにしていませんか? 虫歯、歯周病は、生活習慣病と関わりがあり、特に歯周病は糖尿病のリスク因子として知られています。



虫歯や歯周病は、初期は自覚症状がなくても、病状が進行すると突然痛み出すこともあります。 突然の口の中のトラブルに見舞われないためにも、歯科疾患の予防には、 日常のセルフケアに加え、歯科医による定期的なメンテナンスが必要となります。

受診方法

次のどちらかを年度中に1回受診することができます。

【出向型歯科健診】

所属所で実施する歯科健診です。出向型を実施している所属所の場合、共済事務担当 課から募集があります。

【来院型歯科健診】

歯科医院で実施する歯科健診です。所属所が出向型を実施していない場合や出向型歯 科健診を受診できない場合に受診するものです。

<受診方法>

- ①当組合ホームページの「来院型歯科健診機関一覧表」より受診希望の歯科医院に「栃木県市町村職員共済組合の歯科健診 | であることを伝えて予約してください。
- ②歯科健診日までに共済事務担当課から「歯科健康診査票」を受取り、必要事項を記入し当日歯科医院へ持参してください。

健診できる項目

歯牙の状態、口腔清掃状態、 歯周組織の状態

- ○歯のスケーリング(歯石取り)、ブラッシング指導は医療行為になるため、 出向型歯科健診では行いません。
- ○来院型の歯科健診時に医療行為 を受ける場合は、保険診療となり ますので自己負担が発生します。